

議案第26号

寒川町奨学金基金条例及び寒川町奨学金貸与条例の廃止について

寒川町奨学金基金条例及び寒川町奨学金貸与条例を廃止する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

寒川町奨学金貸与制度を廃止するため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町奨学金基金条例及び寒川町奨学金貸与条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 寒川町奨学金基金条例（昭和44年寒川町条例第19号）
- (2) 寒川町奨学金貸与条例（昭和44年寒川町条例第20号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の寒川町奨学金貸与条例第8条から第11条までの規定は、なお効力を有する。